

# 消費者トラブル



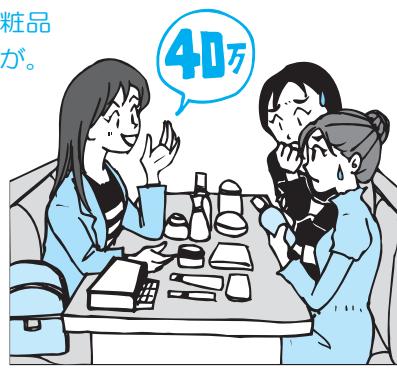
第7回

## 注意報

### 【トラブルQ & A】 ～若者に多いマルチ商法！なにが問題？～

#### ■相談します

先日、友人から電話があり、「会員を勧誘すれば紹介料が手に入り、すぐに元が取れるし、それ以上にもうけが出るから」と誘われ、40万円の化粧品セットを購入し販売会員になりました。実際にやってみるとなかなか勧説できず、化粧品も高すぎるので解約したいのですが。



#### ■お答えします

「簡単にわかるから」と言って友人・知人を勧説し、商品を買わせて会員を増やし、その加入者も同様の方法で友人・知人を仲間に引き込んでいく商法を『マルチ商法』といいます。このような商法は消費者トラブルを生じやすいため、特定商取引法で『連鎖販売取引』として規制を受けています。

マルチ商法（連鎖販売取引）の契約をしてしまった場合、業者から契約書を受け取った日を含めて20日以内であればクーリング・オフ（本コラム第3回参照）が適用され、無条件で解約できます。

マルチ商法では、勧説する側は簡単にわかるような説明をしますが、実際には商品を購入してくれる人を見つけるのは難しく、人間関係を損なうような無理な勧説に走りがちです。さらには、組織を拡大しようとして新たな被害者を次々と発生させることになります。最後には、もうかるどころか高額な商品の在庫やその購入代金の支払いに充てた借金だけが残ることになります。また、友人・知人を巻き込むことで周りからの信頼を失う結果になります。

くれぐれも注意してください。

問い合わせ 消費生活センター（☎2928-1233・FAX2923-8711）

#### 所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日（祝休日を除く）  
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分  
ところ 旧市庁舎2階（宮本町1-1-2）  
相談専用電話 ☎04-2926-0999

#### 西部クリーンセンターの ごみ焼却炉の全面停止

西部クリーンセンター（林1-3  
20）ごみ焼却施設修繕のため、同  
センターの焼却炉を全面停止します。  
停止期間中は、ごみ収集・自己搬  
入の受け入れは通常どおり行います  
が、東部クリーンセンター（日比田  
895-1）への搬入をお願いする  
こともあります。

同センターが混雑することで、利  
用者の皆さんにはご迷惑をおかけす

**埼玉県最低賃金の改正**  
昨年の10月20日から次のとおり埼玉県の最低賃金が改正されました。  
○特定の産業については別途産業別最低賃金が適用されます。  
問い合わせ 埼玉労働局賃金室（☎048-600-6205・FAX048-600-6205）

#### 指定給水装置工事事業者の指定

▼有小島工業（飯能市川寺549-2／☎042-972-2635）  
▼日本ライフサービス株（東京都中央区日本橋大伝馬町14-15／☎03-3639-3330）  
▼株水村商店（入間市宮寺445-5／☎04-2934-2051）  
▼有ダイキ（東京都国分寺市並木町3-9-1／☎042-359-8373）  
▼K設備（比企郡吉見町大字長谷7-22-20／☎0493-54-603）

#### 問い合わせ 水道部給水課（☎2929）

面積 約12,000m<sup>2</sup>

面積 約12,000m<sup>2</sup>

場所 久米2433-1ほか

平成13年4月2日から14年4月1日生まれの方は麻しん風しん混合予防接種（第2期）の対象者です。まだ接種が済んでいない方は3月31日までに接種してください。

問い合わせ 県・青空再生課（☎048-830-2086・FAX048-830-4780）

問い合わせ 県